

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

1 事業の目的及び運営方針

私達は、要介護状態になった場合においても、その利用者の皆様が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図りながら援助支援します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立に行います。

2 事業所の概要

事業所名 所在地 電話	独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター附属居宅介護支援センター さいたま市浦和区北浦和5-2-7 電話 048-834-3727 FAX 048-834-3794
介護保険指定番号	指定居宅介護支援 (さいたま市1150180034)
サービスを提供する地域	さいたま市(浦和区・中央区)
営業時間	午前8:30~午後5:00(月曜~金曜) ただし、土曜・日曜・祝祭日 12月29日~1月3日まではお休みとなります。 なお、電話により24時間常時連絡可能な体制をとります。

3 職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者 介護支援専門員	主任介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士	1名	管理、相談、調査、情報提供、 ケアプラン作成
介護支援専門員	介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士	1名	相談、調査、情報提供、 ケアプラン作成
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名	相談、調査、情報提供、 ケアプラン作成

4 利用料金

<p>基本利用料</p>	<p>要介護を受けた方は、介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納がある場合にはこの限りではありません。 要介護 1・2 1, 086 単位 要介護 3・4・5 1, 411 単位</p>
<p>加算料金</p>	<p>下記の料金については介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納がある場合にはこの限りではありません。</p> <p>特定事業所加算 (I) 519 単位 (II) 421 単位 (III) 323 単位</p> <p>I ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置 ②常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 ④ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保 ⑤要介護 3～5 である者の割合が 40%以上 ⑥計画的に研修を実施 ⑦地域包括支援センターから困難事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加 ⑨特定事業所集中減算の適用を受けていない ⑩介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が 45 名未満 (居宅介護支援費 (II) を算定している場合は 50 名未満であること) ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保 ⑫他法人が運営する指定居宅支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施 ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している</p> <p>II ②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の基準に適合すること 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置</p> <p>III ③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の基準に適合すること 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置</p> <p>特定事業所加算 (A) 114 単位 *加算 I・II・III と異なる部分 ・介護支援専門員の配置 (要件②) : 常勤 1 名以上、非常勤 1 名以上 ・連絡体制・相談体制確保 (要件④)、研修実施 (要件⑥) 実務研修への協力 (要件⑪)、事例検討会等実施 (要件⑫) →他の事業所との連携による対応可</p> <p>特定事業所医療介護連携加算 125 単位 特定事業所加算 (I)～(III) のいずれかを取得し、前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定している</p> <p>初回加算 300 単位 新規に居宅サービス計画を作成する利用者、または、要介護状態区分が 2 区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行なった場合</p>

	<p>通院時情報連携加算 50単位 病院又は診療所において医師または歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師または歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師または歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位／月 入院した日のうちに情報提供</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位／月 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供</p> <p>退院・退所加算</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>カンファレンス参加無</th> <th>カンファレンス参加有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連携1回</td> <td>450単位</td> <td>600単位</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>600単位</td> <td>750単位</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td>なし</td> <td>900単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>連携3回を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行なった上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合</p> <p>緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位／回 ※月に2回まで可能 病院等の求めにより、病院の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の調整を行った場合</p> <p>ターミナルケアマネジメント加算 400単位／月 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合</p>		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	連携1回	450単位	600単位	連携2回	600単位	750単位	連携3回	なし	900単位
	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有											
連携1回	450単位	600単位											
連携2回	600単位	750単位											
連携3回	なし	900単位											
交通費	前記2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費の実費が必要な場合があります。												
解約料	<p>契約後、居宅サービス計画の作成途中で解約した場合</p> <table border="0"> <tr> <td>要介護1・2</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>要介護3・4・5</td> <td>13,000円</td> </tr> </table>	要介護1・2	10,000円	要介護3・4・5	13,000円								
要介護1・2	10,000円												
要介護3・4・5	13,000円												

5 提供するサービスの内容

- (1) サービス利用の相談
- (2) 居宅サービス計画書作成の支援
- (3) 経過観察・再評価・居宅サービス計画の変更
- (4) 要介護認定等の申請にかかる援助
- (5) 施設入所への支援
- (6) 給付管理

6 主治医及び医療機関との連携

事業者は利用者の主治医又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのため、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

7 人権擁護と高齢者虐待防止について

当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

サービス提供中に、当事業所の従業者または養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

8 ハラスメント対策

当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント(ご利用者・ご家族含む)体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9 苦情処理の体制

お気づきの点がありましたら、ご相談担当者へお気軽にご相談下さい。迅速適切に対応します。国民健康保険団体連合会への申し立てを希望される場合には申し立てに関して必要な援助を行います。

市町村が行う調査があればそれに協力し、助言・指導があれば必要な改善を行います。

お問い合わせ先

ご相談担当者 高柳 哲也 久保田 美帆 玉根 真由美	居宅介護支援センター 月～金 8:30～17:00	048-834-3727
国民健康保険団体連合会		048-824-2568
さいたま市高齢介護課	浦和区役所 中央区役所	048-829-6153 048-840-6068

10 緊急時・事故発生時の対応

訪問中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急時には速やかに主治医等に連絡します。連絡が困難な場合には救急搬送など適切な処置を講じます。

ご利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、当該利用者のご家族、市町村に連絡し、必要な措置を講じます。それが賠償すべき事故の場合、損害賠償を速やかに行います。

1.1 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染発生時の対応

当事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(2) 非常災害対策

当事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

1.2 秘密保持

職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いることについては、契約書により同意したものと致します。

私は、本書面に基づいて、事業者から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

事業者所在地 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目2番7号

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
埼玉メディカルセンター附属居宅介護支援センター

説明者 _____

利用者 _____

家族代表または代理人 _____

〈利用者との続柄： _____ 〉